

募集要項に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	3	第2	7				その他工事における脱水汚泥の外部搬出について	令和8年度以降のその他工事において、中央終末処理場で発生した汚泥を一時的に処理できない可能性があります。上記の状況が発生した際、その他工事における一時的な外部搬出については容認いただけますでしょうか。	その他工事における汚泥の外部搬出は容認します。ただし、その運搬処分にかかる支払可能額は、募集要項（案）P5に記載してあります上限額の範囲内です。なお、その上限額を超える分については、受注者の負担とします。
2	募集要項	4	第2	9		①		事業期間中および事業期間終了後の対象施設の機能保持について	本事業の運転管理業務については処理場全体が対象になりますが、建設工事業務については、汚泥重力濃縮施設を除く汚泥処理施設が対象となります。万が一、設備の故障等により本来の機能を満足していない施設が発生した場合、本事業の建設工事で更新または長寿命化対策を実施した施設を除いては、局側の責務において修繕等を実施いただけると考えてよろしいでしょうか。	改築後の汚泥処理施設の運用期間中は、DB内容が改築（長寿命化含む）もしくは既設継続使用のいかんを問わず、重力濃縮施設を除く改築汚泥処理施設の正常な運転が確保できるように事業者側の責務で対応いただきたいと考えています。なお、上記対象施設の詳細は、設計時の協議とさせていただきます。
3	募集要項	7	第3	4	(2)	⑤		技術者の配置について	複数の構成企業で運転管理・運営業務を分担する場合、定期整備（改築汚泥処理施設）を担当する企業は当該業務の実施期間にのみ技術者を配置するという理解でよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。
4	募集要項	9	第3	4	(4)	①	オ	技術者の配置について	「専任の監理技術者又は専任の主任技術者を配置できること」の記載がありますが、本建設工事は設計・建設期間が約4.5年間と長期になります。一般の下水道工事同様に設計・機器製作期間と現地工事期間の配置技術者を分けて配置することは可能でしょうか。また、専任の必要があるのは現地工事期間のみという理解でよいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。

要求水準書に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書	7	2章	1.	(2)	①		改築対象の施工タイミングについて	既存汚泥処理施設の改築対象となる施設について、一部設備の改築時期を他の工事(R.8年度以降)としてもよろしいでしょうか。ただし、汚泥の処理性に直接影響のある設備(汚泥濃縮機、汚泥脱水機、汚泥乾燥機、汚泥焼却炉)については、令和7年度中に実施することとします。	質問事項に記載のとおりです。また、受注後に具体的な施工工程を提出ください。
2	要求水準書	9	2章	1.	(2)	②	(イ)	耐用年数の考え方について	本事業の建設工事業務については、汚泥重力濃縮施設を除く汚泥処理施設が対象となります。万が一、設備の故障等により本来の機能を満足していない施設が発生した場合、本事業の建設工事で更新または長寿命化対策を実施した施設を除いては、局側の責務において修繕等を実施いただくと考えてよろしいでしょうか。	改築後の汚泥処理施設の運用期間中は、DB内容が改築(長寿命化含む)もしくは既設継続使用のいかんを問わず、重力濃縮施設を除く改築汚泥処理施設の正常な運転が確保できるように事業者側の責務で対応いただきたいと思います。なお、上記対象施設の詳細は、設計時の協議とさせていただきます。
3	要求水準書	13	2章	1.	(5)	①		日最大固形量について	日最大固形量の数値が、容量計算書の数値と合致しません。 要求水準書:9.801Ds-t/日 容量計算書:9.804Ds-t/日 容量計算書の数値を正と考えてよろしいでしょうか。	容量計算書の数値を正としてください。また、事業者提案による改築汚泥処理施設の条件に基づいて、物質収支計算・要領計算を実施してください。その際、事業計画の日最大流入汚水量及び流入水質等の計画緒元は順守してください。
4	要求水準書	31	2章	2.	(3)	②	図4	既設流量計、濃度計について	既設流量計および濃度計については、既設流用可と考えてよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。ただし、事業者側の責務において、正常な運転ができるように対応いただきたいと思いますと考えております。
5	要求水準書	31	2章	2.	(3)	②	図4	脱臭設備の風量測定について	脱臭風量は、風速計を用いた計測としてよろしいでしょうか。	受注後、設計時協議とします。
6	要求水準書	36	3章	1.	(1)			運転管理・運営業務の範囲	排ガスや焼却灰の定期分析およびその他の環境測定に関しましては、運営業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。
7	要求水準書	46	3章	3.	(4)	③	(キ)	小規模修繕について	修繕計画に定めていない突発的修繕業務については、計画修繕より優先的に修繕業務を行うと考えます。費用負担は局との協議によるものとするかとあります。この費用は165万/年の費用に含まれないものと考えます。この考えでよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。
8	要求水準書	47	3章	3.	(8)	①	(イ)	脱水汚泥の運搬等	事業所は局へ場外処分先を提案とあります。県外の処分先でもよろしいでしょうか。	関係法令等を遵守の上で適切に運搬処分を実施できるのであれば、県外処分でも問題ないです。
9	要求水準書	47	3章	3.	(8)	①	(イ)	脱水汚泥の運搬等	事業所は局へ場外処分先を提案とあります。脱水汚泥は有機性汚泥と認識しています。有機性汚泥の処分先限定と考えます。この考えでよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。また、受注後に事業者側で分析いただき処分先を決める判断材料としてください。
10	要求水準書	48	3章	3.	(10)	②		その他上記以外の関連指示事項	肥料利用化施設の場合、事業者が販売先を確保し、局に引き継ぐとあります。できた肥料製品は局が販売する事になると考えます。この考えでよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。

優先交渉権者選定基準に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	優先交渉権者選定基準	1	第2			②		技術的対話について	技術対話で募集要項等についての理解を深めとあります。技術対話において、公表資料に関する質問は受付けていただけるのでしょうか。	提案内容が要求水準未達となることを防ぐことを目的としているため、この目的に沿った範囲内の質問については受け付け可能です。
2	優先交渉権者選定基準	3	第2	3	(2)	③		プレゼンテーション実施時期について	プレゼンテーション実施時期は、優先交渉権者の選定期間中と考えてよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。

様式集に関する質問回答書

No	資料名	頁	様式	項目		項目名	質問事項	回答
1	提案書記載要領及び様式集	1		第2	1	⑥ 製本時の素材について	再利用とは、貴市による審査が完了し、応募者が提出した各種書類を貴市が処理するにあたって、リサイクル等が容易である素材を用いることを想定されているという理解でよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。
2	提案書記載要領及び様式集	2		第2	3	(1) ① 提案書記載要領について	技術提案書の各様式を印刷する際は、片面でも両面でも、任意に設定させていただいてもよろしいでしょうか。A3判については、A4への折り込み、片面印刷を想定しています。	質問事項に記載のとおりです。
3	01様式集		様式 II-1-2			要求水準セルフチェックリストについて	様式 II-1-2②では、貴市が記載を求めている項目がすでに網羅されていると思料します。本様式は、すでに記載のある項目は必須で、それ以外については、当社が必要と考える項目を適宜追加するという方法でよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。
4	01様式集		様式 I-8			建設企業の配置予定技術者の資格	建設企業の配置予定技術者の資格について、参加資格確認申請書提出から配置技術者の配置が必要な工事までの期間が長い為、当該業務を実施する技術者の確定が難しい場合は、配置可能な技術者を複数人 提出し、その複数人の中から当該業務を実施する技術者の配置は認められるでしょうか。	質問事項に記載のとおり認めます。
5	01様式集		様式 II-2-5			建築施設概要表について	本様式は、本事業において新たな建築施設を建造しない場合は、提出不要と考えてよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。
6	01様式集		様式 III-A-1			添付資料リスト一覧表について	読みやすさに影響がない範囲で、文字サイズを任意に設定して作成してもよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。
7	01様式集		様式 III-13			様式指定枚数について	枠内の本文と、枠外左下で指定されている枚数に相違があります。A4用紙2枚以内という理解でよろしいでしょうか。	質問事項に記載のとおりです。

契約書（案）に関する質問回答書

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
1	業務委託契約書	6	20	1			委託金の支払い	別記1に基づき算出された各月の委託金額の支払 別記1、表1の②-1小規模修繕費について、165万/年に到達しない場合は、当年度の3月の支払い額にて調整を行うとあります。165万/年を超えた場合も当年度の3月の支払いにて調整されるのでしょうか。	要求水準書(案)P45の(4)小規模修繕にありますように、165万円/年(税込)を上限としていますので、それを超えた場合は調整の対象ではないです。
2	建設工事請負契約書	10	25	5			請負代金額の変更方法等	昨今の国際情勢の急激な変化により鋼材等の原料価格高騰により製品や配管材料の価格が上昇した場合には、本条5項により請負代金額変更を請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	第26条5項に対する質問であれば、質問事項に記載のとおりです。ただし、請負代金額が不適当となっているかどうかの判断は、価格の変動にかかる国及び県の動向を踏まえた上で協議の対象とします。